

関係機関各位

札幌市財政局税政部長 増田 信一

令和 2 年度の固定資産評価証明の郵送による請求手続きの活用について

初春の候、皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から、本市税務行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、札幌市内においても新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が発生していることから、感染拡大防止等のため、来庁せずにできる手続きについては郵送等の手段をご利用いただくよう、ご協力をお願いしているところです。

令和 2 年 4 月 1 日より、新年度の固定資産評価証明の発行開始となりますが、市内の各市税事務所では、窓口だけではなく郵送による証明の請求も受け付けしておりますので、郵送による請求手続きをご活用下さいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、郵送での請求を希望される場合は、物件の所在地を管轄する市税事務所宛てに必要な書類を送付していただきますようお願いいたします。

(参考) 郵送による証明の請求方法について

<http://www.city.sapporo.jp/citytax/shomei/index.html>

■固定資産評価証明請求の際のお願い■

各団体の統一様式で証明請求を行う場合も、申請者が法人の場合は代表者印の押印が必要です。また、請求の内容等について確認させていただくほか、添付資料の提示をお願いする場合がありますのでご協力願います。

特に、1 月 2 日以降、所有者に変更があった物件の証明請求の際は、登記簿謄本等（写しでも可）をご提示ください。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局税政部税制課 担当：東

☎011-211-2282 Fax011-218-5149